様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2026 年 6 月 30 日

都道府県知事

茨城県知事　　殿



提出者

住　所　茨城県那珂郡東海村村松3129番地43

氏　名　（株）伊藤鋳造鉄工所
代表取締役　伊藤　秀幸

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　029-306-0030

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　伊藤鋳造鉄工所
事業場の所在地	茨城県那珂郡東海村村松3129番地43
計画期間	2026.4.1から2027.3.31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①　事業の種類	銑鉄鋳造製造業
②　事業の規模	銑鉄鋳物　5,851 百万円
③　従業員数	140人
④　産業廃棄物の一連の処理の工程	（事業工程） 鋳物（砂型）造型～注湯～冷却仕上げ （廃棄物等の排出工程） 注湯、解枠の砂再生

（日本工業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

環境マネジメントシステム（ISO14001：2015）に沿って管理体制を推進する。
別紙－３

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　2025　年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙－１
	総　排　出　量	43860.92 t
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目標　2025　年度）実績　-5%】	
	産業廃棄物の種類	別紙－１
	総　排　出　量	41667.87 t
	（今後実施する予定の取組） 環境マネジメントシステムに沿って廃棄物排出の抑制を推進する	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鉱さい、木屑、廃プラスチック、紙屑、ガラス陶磁器屑、廃油 木屑（パレット）を有価物として再利用を実施
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 木屑（パレット）を有価物として再利用を継続し、あわせて取扱量の拡大を図る。 プラスチックを有価物として再利用を進め、取扱量の拡大を目指す。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　2025　年度）実績】

産業廃棄物の種類_	再生砂	—
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	42,030 t	— t

（これまでに実施した取組）
サンドメタル比の改善
樹脂基準添加量の厳守

②計画

【目標　2025　年度）実績　-5%】

産業廃棄物の種類_	再生砂	—
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	39,929 t	— t

（今後実施する予定の取組）
環境マネジメントシステムに沿って廃棄物排出の抑制を推進する。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

産業廃棄物の種類_	—	—
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類_	—	—
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　2025 年度）実績】

産業廃棄物の種類	鉱さい	その他（別紙-２）
全処理委託量	1,772 t	900 t
優良認定処理業者への処理委託量	1,772 t	900 t
再生利用業者への処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t

（これまでに実施した取組）

サンドメタル比改善
溶解歩留まり率改善
樹脂の基準添加量の厳守
塗料使用原単位低減

【目標　2025　年度）実績　-5%】

産業廃棄物の種類	鉱さい		その他（別紙-２）	
全処理委託量	1,683	t	855	t
優良認定処理業者への処理委託量	1,683	t	855	t
再生利用業者への処理委託量	—	t	—	t
認定熱回収業者への処理委託量	—	t	—	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t	—	t

（今後実施する予定の取組）
環境マネジメントシステムに沿って廃棄物排出の抑制を推進する。

※事務処理欄

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙-1

①現状

【前年度（2025年度）実績】				
産業廃棄物の種類	鉱さい	木屑	廃プラスチック	紙屑
排出量	1,772.0t	13.7t	18.2t	4.5t
産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器屑	廃油	混合ゴミ	再生砂（使用砂）
排出量	2.8t	2.4t	17.4t	42,030.0t

総排出量　　43,860.92t

②計画

【目標（2025年度）実績の-5%】				
産業廃棄物の種類	鉱さい	木屑	廃プラスチック	紙屑
排出量	1683.4t	13.0t	17.3t	4.2t
産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器屑	廃油	混合ゴミ	再生砂（使用砂）
排出量	2.7t	2.3t	16.5t	39,928.5t

総排出量　　41,667.87t

別紙-2

①現状

【前年度（2025年度）実績】				
産業廃棄物の種類	鉱さい	木屑	廃プラスチック	紙屑
排出量	1,772.0t	13.7t	18.2t	4.5t
産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器屑	廃油	混合ゴミ	廃砂
排出量	2.8t	2.4t	17.4t	841.0t

総排出量　　2,671.92t

②計画

【目標（2025年度）実績の-5%】				
産業廃棄物の種類	鉱さい	木屑	廃プラスチック	紙屑
排出量	1683.4t	13.0	17.3	4.2t
産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器屑	廃油	混合ゴミ	廃砂
排出量	2.7t	2.3t	16.5t	799.0t

総排出量　　2,538.32t

別紙－3

5. 3　組織の役割、責任及び権限（QM／EM）

社長は、関連する役割に対して、責任及び権限を割り当て、組織内に伝達する事を確実にする

社長は、次の事項に対して、責任及び権限を割り当てなければならない

(1)マネジメントシステムが、規格要求事項に適合する事を確実にする。

(2)プロセスが、その意図したアウトプットを生み出す事を確実にする。

(3)マネジメントシステムのパフォーマンス及び改善の機会を社長に報告する。

(4)当社全体にわたって、顧客重視を促進する事を確実にする。

(5)マネジメントシステムへの変更を計画し、実施する場合には、マネジメントシステムを“完全に整っている状態”に維持する事を確実にする。

(6)ISO上文章関係の組織図は変更を年度初め（4月）に確実に行う。

5.3.1　推進組織

マネジメントシステムを推進する為の組織を以下に定める

5. 3.1推進組織図

統合マネジメントシステムを推進する為の組織をいかに定める

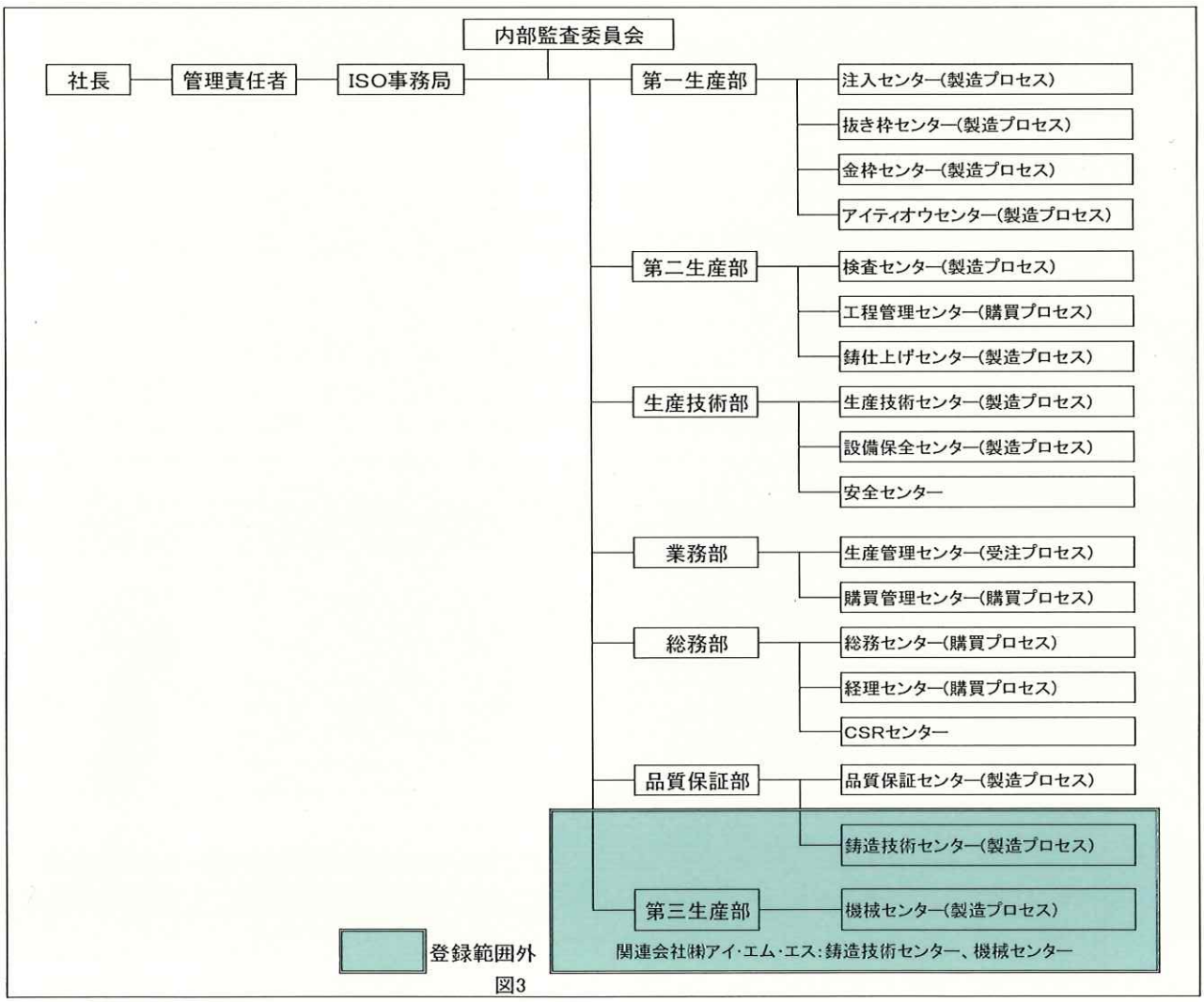


図3